



# 建設課 産業建設課からののお知らせ

本庁 水道チーム TEL 0994-22-3033  
支所 建設チーム TEL 0994-25-2511

## ■ 水道料金改定のお知らせとお願い

**平成 27 年 6 月請求（5 月検針）分からの値上げにご理解とご協力をお願いします。**

本町簡易水道事業は、平成 17 年の合併以来、今日まで現行料金を維持しながら、健全経営を進めてまいりました。

しかしながら、施設の老朽化や、今後、耐震対策等による水道管の布設替えを計画的に取り組む必要があります。

一方、給水人口の減少に加え、世帯人員の減少により全体の使用量も減少傾向にあることから、水道経営の収支均衡が崩れているところ です。

このような状況から、安全で安心な水を、安定して供給できる事業経営を行うために必要となる財源を確保するため、水道料金の改定（値上げ）をお願いすることとしました。

今後も、さらなる経営の効率化や経費の削減等、一層の経営努力をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

\* 4 月から新規給水開始の方については、改定後の料金となります。

### 【水道料金表】

区分種別	量水器口径	基本料金		水量料金 (t)	
		現 行	改 定	現 行	改 定
専用栓	13mm	400 円	500 円	90 円	100 円
	20mm	600 円	700 円		
	25mm	800 円	900 円		
	30mm	1,000 円	1,100 円		
	40mm	1,500 円	1,600 円		
	50mm	2,000 円	2,100 円		
	75mm	2,500 円	2,600 円		
100mm	3,000 円	3,100 円			
共用栓	13mm	300 円	400 円	90 円	100 円

## ■ 農業集落排水（下水道）使用料値上げのお知らせとお願い

**（下・馬場・東ノ原・西中郡・東中郡・橋ノ口・中村・麓住宅・昇陽自治会で農業集落排水施設をご利用の皆さま）**

このたび、錦江町農業集落排水（下水道）事業の使用料を改定し、平成 27 年 5 月分までは旧料金、6 月分からは基本料金は据え置き、使用料金は 1 t につき、80 円から 90 円に 10 円値上げさせていただくことになりました。

### 主な改定理由

錦江町農業集落排水事業では、供用開始から 14 年間使用料を据え置いてきました。しかし、急速な世帯数・人口の減少により使用料が減少する一方、施設の老朽化に伴う維持管理は増加しており、今後 5 年間の農業集落排水事業の財政見通しでは、資金不足が生じます。今後も安定した汚水処理を継続するため、議会のご理解もいただき、今回の値上げに至りました。皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解をお願い致します。

\* 4 月から新規給水開始の方については、改定後の料金となります。

### 農業集落排水使用料金表

単位：円

汚水量 (t)	旧料金	新料金	値上額	汚水量 (t)	旧料金	新料金	値上額
0	1,400	1,400	0	20	3,130	3,340	210
5	1,830	1,890	60	25	3,560	3,830	270
10	2,260	2,370	110	30	3,990	4,320	330
15	2,700	2,860	160	35	4,420	4,800	380

（汚水量 20 t の使用した場合の計算例） \* 円未満切り捨て

**旧料金** 基本料 1,300 円 + 旧料金 80 円 × 20m<sup>3</sup> = 2,900 円

2,900 円 × 消費税 = **3,130 円**

**新料金** 基本料 1,300 円 + 旧料金 90 円 × 20m<sup>3</sup> = 3,100 円

3,100 円 × 消費税 = **3,340 円**

**差額 210 円**